

2年度

債務負担行為見積書

局名 産業労働局

所属名 産業人材課(直通 045-210-5705)

(単位 千円)

事項	離職者等就職促進委託訓練事業費		

	限度額	前年度末までの 支 出(見込)額	当該年度以降の 支 出予定額	左 の 財 源 内 訳				一般財源
				期 間	金 額	期 間	金 額	
見積額	530,854	令和元年度	273,207	令和2年度 ～ 令和3年度	154,964	154,964	-	-
査定額	530,854	令和元年度	273,207	令和2年度 ～ 令和3年度	154,964	154,964	-	-

事業概要等

1 事業の概要

離職者等を対象に、就職に必要なITや実務の知識・技能を習得する訓練など、多様な分野の訓練を民間教育訓練機関等に委託して実施する。

職業能力開発促進法第15条の7に基づく訓練を実施する中にあって、厚生労働省の定める委託訓練実施要領に基づき実施する委託訓練は、訓練実施委託費のほかに就職率の向上をねらいとして訓練修了3ヶ月後の就職率に応じ就職支援経費を支払うスキームになっている。

令和元年11月以降に開始する訓練の就職支援期間は年度をまたぐものである。また、長期の訓練は、2年間のカリキュラムを組んで訓練を行うため、訓練期間そのものが年度をまたぐものである。いずれも、訓練から就職支援と一連の就業支援を実施するためには、同一機関と複数年の契約を締結する必要があることから、債務負担行為の設定を行う。

なお、年間を通じて離職者に訓練受講機会を提供することについては、厚生労働省から要請を受けている。

2 限度額の積算内訳

令和元年度	273,207千円
令和2年度	148,859千円
令和3年度	6,105千円
合計	428,171千円

【調整の内容】
要求どおり計上。